

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 454

平成20年 2月 4日(月曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

F P

税務会計

リタイア条件は資産1億円以上 当世「ふところ事情」ネット調査

「金融資産がいくらに達したらリタイアできると思うか？」日本経済新聞社が全国30~59歳の既婚男女にインターネット調査をしたところ「1億以上3億円未満」が最も多かった。調査時点は昨年11月で有効回答は618人だった。

調査結果によると、最多の1億以上3億円未満と答えた割合は28%に達している。次いで「5千万以上1億円未満」の割合は僅差の25%だった。このことから余裕を持ってリアタイアするための条件には「億単位」もしくは「億に近いお金」が必要と考えていることが分かる。およそ3人に1人、もしくは4人に1人は「億」に達する金融資産を望んでいるようだ。3位は3000万円以上5000万円未満で21%だった。以下、「3億円以上」(13%)、「3000万円未満」(11%)と続いている。

夫婦でリタイアライフを始めたい時期は「60代」が過半数を占めた。男女の内訳は男性が45%で女性が63%あった。女性上位の理由は長寿の他に、男女で平等、両立支援など法整備や社会通念が定着していることにもよると推測される。男性の50代後半でリタイアしたい(21%)が、女性では12%にとどまるなど、女性の頑張りぶりが浮き出ている。

リタイア時期を早めるための取り組みには貯蓄や投資などの「資産運用」と合わせ、「アフィリエイト(成果報酬型広告)」など、ネットによる副収入を挙げる人が多かった。

e - Tax 普及に向けた環境整備 電子納税で自動引落としなど創設

2008年度税制改正では国税電子申告・納税システム(e - Tax)の普及に向けた環境整備が図られる。具体的には、(1)電子納税の新たな納付手段の創設、(2)電子申告における第三者作成書類の添付省略の対象書類の追加、(3)納税証明書の電子申請による書面交付だ。なかでも、電子納税の新たな納付手段として、あらかじめ税務署に一定事項を届け出た場合には、自分の銀行口座から自動的に引落としが可能となる納付手続きが注目される。現在、e - Taxで電子納税するためには、納税者が個別に契約したインターネットバンキング経由で行う必要があったが、今後は税務署に届け出た金融機関の指定口座から自動的に引落としができるようになる。2009年9月1日から適用される。

2004年に導入された電子納税制度は、手続きが煩雑などの理由からその実施の割合は1%にとどまっていた。税理士への納付委託も簡単になることから電子納税の普及が期待される。

また、医療費の領収書など第三者作成書類の添付を省略できる範囲に、(1)雑損、寄附金、勤労学生控除の証明書等、(2)住宅ローン控除に係る借入金年末残高証明書(適用2年目以降のもの)など6書類が追加される。

国税の納税証明書の電子申請による書面交付は、納税証明書の書面交付を電子申告で請求した場合、送付費用を電子納付すれば、その証明書を送付してもらうことができるものだ。

今週のキーワード

アフィリエイト
(成果報酬型広告)

90年代後半に生まれたウェブサイトの広告ビジネスシステム。“ネットの口コミ情報”ともいわれ、自分のブログやHP、メルマガでお気に入りの商品やサービスを紹介し、商品の購入またはバナー広告のクリックでも成果報酬が得られる。主婦やOLが食品、化粧品など、とっておきの情報で人気商品となる例が多い。その効果に注目するマーチャント(参加企業)が急増している。主婦の小遣い稼ぎから本格的なアフィリエイターまで拡大しており、注目を集めている。